

## 気仙沼市病院事業審議会の概要について

### 1 目的及び趣旨

本市病院事業の健全な運営を図り、医療の質の向上に資するため、市長の諮問に応じ、調査審議する附属機関として、気仙沼市病院事業審議会を設置しました。

平成 29 年 3 月に策定した「気仙沼市立病院新改革プラン」では、今年度中に、ふさわしい経営形態について議論を進めるための「(仮称) 市立病院経営形態検討委員会」、また、当該プランについて、収支や各項目の達成度について点検・評価を行うための「(仮称) 気仙沼市立病院新改革プラン評価委員会」を設置する旨を記述しております。

しかしながら、経営状況の点検・評価と、経営形態の検討は、それぞれ独立したものではなく、密接不可分なテーマであることから、効率的で、より深い調査審議を進めるため、また、今後、病院事業の健全な運営を図るために、医業経営に識見を有する外部委員による機関の設置が必要であるとの認識から、常設の組織として設置したものです。

### 2 所掌事務

審議会の所掌事務は、(1)病院事業の経営に関すること、(2)病院事業の経営計画の推進に係る点検及び評価に関すること、(3)その他市長が必要と認める事項に関するこことを調査審議することですが、特に平成 30・31 年度は、新改革プランの点検・評価及び病院事業の経営形態について、集中的な議論をお願いするものです。

### 3 委員構成

- (1) 条例上、委員 10 人以内をもって組織するとしており、9 人の方に対し、委員を委嘱（任命）しました。
- (2) 特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができるとしています。

#### 4 病院事業経営改善等支援業務の委託実施

病院事業の経営改善に向けた取組を一層推進し、実効性のあるものとするため、専門的な知識及び実績を有する事業者に対し、経営改善等支援業務を委託実施することとしました。

##### (1) 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 業務履行期間

平成30年11月14日から平成32年3月31日まで

##### (3) 委託業務の概要

- ア 新改革プランの点検・評価に関する指導・助言
- イ 経営改善策の立案及び実行支援
- ウ 経営形態の検討に係る指導・助言
- エ 審議会の運営支援

#### 5 当面のスケジュール

平成30年12月 第1回審議会（審議会設置目的及び検討内容の全体像提示）

平成31年2月 第2回審議会（新改革プラン点検評価）

　　気仙沼市議会報告（新改革プラン評価結果）

3月 第3回審議会（短期的な経営改善策提示）

平成31年度内 おおむね6回の審議会（想定議題は資料2により別途説明）  
を開催し、経営形態に関し、年度内に結論を得る。

#### 6 根拠法令

気仙沼市病院事業審議会条例（平成30年気仙沼市条例第45号）

#### 7 会議の原則公開及び傍聴要領

気仙沼市情報公開条例（平成18年気仙沼市条例第12号）第26条の規定により、気仙沼市長の附属機関である当審議会の会議は、原則として、傍聴を認めることにより公開します。

なお、次に掲げる場合であって、委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができます。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

## ○気仙沼市病院事業審議会条例

平成30年10月1日条例第45号

### 気仙沼市病院事業審議会条例

(設置)

**第1条** 気仙沼市病院事業の健全な運営を図り、医療の質の向上に資するため、気仙沼市病院事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 病院事業の経営に関すること。
- (2) 病院事業の経営計画の推進に係る点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 医療又は経営に関し、専門的知識又は経験を有する者
  - (2) 医療に関する行政機関の職員
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2項第2号の委員は、その職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(臨時委員)

**第5条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年気仙沼市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

# 気仙沼市病院事業審議会委員・事務局員名簿

【委 員】

(順不同 敬称略)

区分	委員名	職名等	備考
医療又は経営に関し、専門的知識又は経験を有する者	藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 医療管理学分野 教授	
	森田 潔	一般社団法人気仙沼市医師会 会長 医療法人尚仁会 森田医院 理事長・院長	
	木村 伸之	気仙沼介護サービス法人連絡協議会 会長 社会福祉法人 千香会 理事長	
	齊藤 和恵	ママの心と身体の健康サロン 代表 看護師	
医療に関する行政機関の職員	遠藤 圭	宮城県保健福祉部医療政策課 医療政策専門監	
	鹿野 和男	宮城県保健福祉事務所 保健医療監 宮城県気仙沼保健所長	
市長が必要と認める者	赤川 郁夫	気仙沼市 副市長	
	横田 憲一	気仙沼市立病院 副院長	
	齊藤 深哲	気仙沼市立本吉病院 院長	

【事務局】

区分	氏名	職名等	備考
市立病院	安海 清	気仙沼市立病院 院長	
	小山 克馬	気仙沼市立病院 薬剤科長	
	三浦 葉子	気仙沼市立病院 看護部長	
	小山よし子	気仙沼市立病院 副看護部長	
	小野 和枝	気仙沼市立病院 副看護部長	
	菅原 正浩	気仙沼市立病院 事務部長兼経営企画課長	
	川合美千代	気仙沼市立病院 事務部次長兼総務課長	
	熊谷 昭一	気仙沼市立病院 事務部総務課副参事兼課長補佐（附属看護専門学校事務長）	
	佐藤 研	気仙沼市立病院 事務部総務課長補佐兼管財係長	
	吉田 千明	気仙沼市立病院 事務部総務課主幹兼経理係長（経営企画課主幹）	
	佐藤 昭一	気仙沼市立病院 事務部医事課長兼医療相談室長	
	小野寺弘明	気仙沼市立病院 事務部医事課長補佐兼医事係長（経営企画課主幹）	
	伊藤 丈人	気仙沼市立病院 事務部経営企画課参与	
	佐藤 浩司	気仙沼市立病院 事務部経営企画課参与	
市立本吉病院	千葉 淳	気仙沼市立病院 事務部経営企画課長補佐兼経営企画係長	
	鈴木 勝	気仙沼市立病院 事務部経営企画課主査（総務課経理係主査）	
	村上 和夫	気仙沼市立本吉病院 管理課長	
委託事業者	熊谷 徹	気仙沼市立本吉病院 管理課長補佐兼任主任	
	畠山久美子	気仙沼市立本吉病院 看護師長	
	渡辺 典之	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケアパートナー 公認会計士	
	上村 明廣	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケアシニアマネジャー (公社)日本医業経営コンサルタント協会認定登録医業経営コンサルタント	
	竹中 秀郎	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア	
	高橋沙耶香	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業本部 ヘルスケア	